

郵送用チラシ・ポスター等掲示依頼書

センターにチラシを郵送していただく場合は、太枠部分に記入の上、こちらの依頼票を同封してください。送料等は各自でご負担ください。着払いはお受けしておりません。

引取りを希望されていても、掲示期限日を過ぎたものは処分させていただきます。ご郵送の前に、いま一度内容をご確認いただきますよう、お願いいたします。

ひらつか市民活動センター

チラシ・ポスター等掲示依頼票	
団体名又は利用者名	
タイトル	
掲示申込日 (掲示開始日)	平成 年 月 日
掲示期限日	※掲示申込日から2ヶ月以内 平成 年 月 日
掲示終了時の処分方法	1 センターに一任 2 団体が引取り <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> { ①ケース No. ②氏名 ③TEL } </div>
利用枚数	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター 枚(2枚以内) ・チラシ 枚(30枚以内) ・リーフレット 枚(部)(同上)
登録の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※活動分野をご記入ください { }
備考	ファイル 済 ・ 不要 掲示後ファイル ※リーフレットは3月31日まで可
	事務処理欄
※センター受付に提出してください。	

※下記のいずれかに該当する場合には、団体に通知することなく当該情報の掲示をしない場合があります。また、掲示後であっても下記のいずれかに該当することが判明した場合、団体に事前に通知することなく当該情報を削除することができるものとします。

- 営利活動、政治活動、宗教活動あるいは個人または特定の集団による主張・思想・教義の実践を目的とした活動の場合
- 営利活動、政治活動、宗教活動あるいは個人または特定の集団による主張・思想・教義の実践を目的とした活動を行う団体のサービスや活動の利用または購入、普及宣伝あるいは勧誘を目的とする場合
- 日本国または国際法上の法令に抵触する場合
- 公序良俗に反する、または犯罪的行為を誘発するおそれのある内容の場合
- 第三者に損害または不利益を与えたり、第三者を誹謗中傷する内容の場合
- 記載された内容が虚偽または誇大あるいは記述の不足がある場合
- 団体の了解または承認なく入力・送信された内容の場合
- その他、ひらつか市民活動センターの目的から不適当と判断された場合